

富士見町告示第45号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託をしたいので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

富士見町長 渡辺 葉

1. 委託を受けた者

名 称	所在地
社会福祉法人 富士見町社会福祉協議会	富士見町富士見8988番地

2. 委託した公金事務

富士見町福祉センター(ふれあいセンター) 及び
富士見町老人福祉センター(清泉荘) 使用料

3. 指定日及び委託日

令和8年4月1日